

計画図

備考

- ・土地利用方針図、予定建築物の立面図、造成計画平面図及び断面図並びにその他市長が必要と認める図書を掲示すること。
- ・標識の大きさは、計画概要及び計画図それぞれ 900 mm × 900 mm 以上とすること。